

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月5日（令和6年（行情）諮問第1353号）

答申日：令和7年3月14日（令和6年度（行情）答申第1012号）

事件名：「自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について」及び当該文書に関連して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる94文書（以下、順に「文書1」ないし「文書94」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月30日付け防官文第5558号及び同年9月27日付け同第15339号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1）

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）【別紙2（略）】は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる

行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」(表紙から22枚目)と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知書からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(2) 審査請求書2(原処分2)

ア 不開示決定の取消し(他にも文書が存在するものと思われる)。

(ア) ないし(ウ) 上記(1)ア(ア)ないし(ウ)と同旨。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、
実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、
具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イないしカ 上記（１）イないしカと同旨。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３０年３月３０日付け防官文第５５５８号により、別紙の２に掲げる文書１について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年９月２７日付け防官文第１５３３９号により、別紙の２に掲げる文書２から文書９４までについて、法５条６号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年６か月及び約６年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２ 法５条該当性について

原処分２において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条６号に該当する部分を不開示とした。

３ 審査請求人の主張について

(１) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」及び「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、PDFファイル形式以外の電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

(２) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法２条２項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に

対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月20日 審議
- ④ 令和7年3月7日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、「自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（平成25年11月29日閣議決定）」（以下「本件閣議決定」とい

う。)及び当該文書に関する文書の全てを求めるものであると解し、これに該当する文書を探索したところ、別紙の2に記載の94文書が確認できたことから、当該文書を本件対象文書として特定した。

イ 本件対象文書は、本件閣議決定に関連して作成された自衛隊法の一部改正案等及び省内外への参考資料等であり、本件開示請求受付時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの保管状況及び上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、文書86の不開示部分にはFAX番号及びE-mailアドレス、文書92の不開示部分には役所の直通電話番号が記載されていると認められる。

(2) 当該部分は、各職員等に割り当てられた固有の連絡先であると認められ、外部に公表されていないことからすると、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について」（平成25年11月29日閣議決定）、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。＊ ＊前回請求では情報公開・個人情報保護審査会の調査審議を経ずに棄却されましたので再請求する次第です。

2 本件対象文書

文書1 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（平成25年11月29日 閣議決定）

文書2 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機の使用について（平成5年11月5日 閣議決定）

文書3 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について（平成11年5月28日 閣議決定）

文書4 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定の改訂案について（25. 8. 1 国際協力課）

文書5 新閣議決定案1

文書6 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定時の政権 局長説明資料

文書7 平成11年2月16日 衆・予算委 特定議員

文書8 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定の改訂案について（平成25年8月 国際協力課）

文書9 新閣議決定案2

文書10 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定時の政権 政務官・副大臣説明資料

文書11 平成11年2月16日 衆・予算委 特定議員

文書12 自衛隊法の一部を改正する法律案の概要（平成25年8月 防衛省）

文書13 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定の改訂案について（25年9月 国際協力課）

文書14 新閣議決定案3

文書15 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定時の政権 大臣説明資料

文書16 平成11年2月16日 衆・予算委 特定議員

文書17 自衛隊法の一部を改正する法律案の概要（平成25年9月 防衛省）大臣説明資料

文書18 在外邦人等の輸送（自衛隊法第84条の3）に係る閣議決定の改

- 訂案について（平成２５年９月１９日 防衛省運用企画局国際協力課）
- 文書１９ 新閣議決定案４
- 文書２０ 自衛隊法の一部を改正する法律案の概要（平成２５年９月 防衛省）
- 文書２１ 自衛隊法の一部を改正する法律案（５点セット）
- 文書２２ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る閣議決定の改訂案について（平成２５年９月●日 防衛省運用企画局国際協力課）
内閣官房意見
- 文書２３ 新閣議決定案５
- 文書２４ 閣議決定の考え方 内閣官房意見
- 文書２５ 新閣議決定案６
- 文書２６ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る閣議決定の改訂案について（平成２５年９月１９日 防衛省運用企画局国際協力課）法令審査提出資料
- 文書２７ 新閣議決定案７
- 文書２８ 安危・外務省修正意見のポイント（２５．１０．３ 国際協力課）
- 文書２９ 新閣議決定案８
- 文書３０ 安危・外務省修正意見のポイント（２５．１０．８ 国際協力課）
法令審査提出資料
- 文書３１ 準備行為に係る閣議決定の変更について
- 文書３２ 新閣議決定案９
- 文書３３ 新閣議決定案１０
- 文書３４ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る新たな閣議決定の制定について（案）（平成２５年１０月 運用企画局国際協力課）次官説明資料
- 文書３５ 新閣議決定案１１
- 文書３６ 安危・外務省修正意見のポイント（２５．１０．８ 国際協力課）
次官説明資料
- 文書３７ 閣議決定の考え方（２５．１０．１６）次官説明資料
- 文書３８ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る新たな閣議決定の制定について（案）（平成２５年１０月 運用企画局国際協力課）政務官・副大臣説明資料
- 文書３９ 新閣議決定案１２
- 文書４０ 安危・外務省修正意見のポイント（２５．１０．８ 国際協力課）
政務官・副大臣説明資料
- 文書４１ 閣議決定の考え方（２５．１０．１７）政務官・副大臣説明資料
- 文書４２ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る新たな閣議決

- 定の制定について（案）（平成２５年１０月 運用企画局国際協力課）大臣説明資料
- 文書４３ 新閣議決定案１３
- 文書４４ 安危・外務省修正意見のポイント（２５．１０．８ 国際協力課）大臣説明資料
- 文書４５ 閣議決定の考え方（２５．１０．１７）大臣説明資料
- 文書４６ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第８４条の３）に係る新たな閣議決定案について（２５．１０．２５ 防衛省運用企画局国際協力課）
- 文書４７ 新閣議決定案１４
- 文書４８ 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書４９ 新閣議決定案１５
- 文書５０ 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書５１ 新閣議決定案１６
- 文書５２ 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について（平成１１年５月２８日閣議決定）１
- 文書５３ 在外邦人等輸送に係る閣議決定スケジュール案（施行日の１週間後の閣議決定を想定）
- 文書５４ 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書５５ 新閣議決定案１７
- 文書５６ 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について（平成１１年５月２８日閣議決定）２
- 文書５７ 在外邦人等輸送に係る閣議決定スケジュール案（施行日の１週間後の閣議決定を想定）
- 文書５８ 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書５９ 新閣議決定案１８
- 文書６０ 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について（平成１１年５月２８日閣議決定）３
- 文書６１ 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書６２ 新閣議決定案１９
- 文書６３ 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（平成２５年１１月２６日閣議決定案）
- 文書６４ 新閣議決定案２０
- 文書６５ 新閣議決定案２１
- 文書６６ 新閣議決定案２２
- 文書６７ 新閣議決定案２３
- 文書６８ 新閣議決定案２４
- 文書６９ 新閣議決定案２５
- 文書７０ 新閣議決定案２６

- 文書 7 1 新閣議決定案 2 7
- 文書 7 2 新閣議決定案 2 8
- 文書 7 3 新閣議決定案 2 9
- 文書 7 4 新閣議決定案 3 0
- 文書 7 5 新閣議決定案 3 1
- 文書 7 6 自衛隊法改正（第 8 4 条の 3、在外邦人等輸送関連）に伴う閣議決定の見直しについて（2 5 年 1 1 月 防衛省）
- 文書 7 7 新閣議決定案 3 2
- 文書 7 8 新閣議決定案 3 3
- 文書 7 9 新閣議決定案 3 4
- 文書 8 0 在外邦人等輸送に係る閣議決定スケジュール
- 文書 8 1 1 1 月 2 2 日（金）防衛大臣会見冒頭発言ご参考（2 5 . 1 1 . 2 2）
- 文書 8 2 在外邦人等輸送に係る閣議決定スケジュール
- 文書 8 3 在外邦人等輸送に係る新たな閣議決定の制定について
- 文書 8 4 新閣議決定案 3 5
- 文書 8 5 在外邦人等の輸送のための自衛隊の航空機及び船舶の使用等について（平成 1 1 年 5 月 2 8 日閣議決定） 4
- 文書 8 6 閣議案件登録
- 文書 8 7 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（決裁文書）
- 文書 8 8 指令（内閣防第 2 5 号 平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日）
- 文書 8 9 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（平成二十五年十一月二十九日（金）閣議 防衛大臣発言要旨）
- 文書 9 0 自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日閣議決定）
- 文書 9 1 新閣議決定 3 6
- 文書 9 2 手紙（資料配布用）
- 文書 9 3 自衛隊法改正（第 8 4 条の 3、在外邦人等輸送関連）に伴う閣議決定の見直しについて（平成 2 5 年 1 1 月 防衛省）
- 文書 9 4 参考資料

別表

文書 8 6 閣議案件登録

不開示とした部分	不開示とした理由
F A X 番号及び E - m a i l アドレス	F A X 番号及び E - m a i l アドレスについては、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、国の機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。

文書 9 2 手紙（資料配布用）

不開示とした部分	不開示とした理由
役所の直通電話番号	役所の直通電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、国の機関の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号に該当するため不開示とした。